

(事務連絡)

令和8年(2026年)4月1日

市内教育・保育施設等設置者 様

横須賀市民生局福祉こども部子育て支援課長

こども性暴力防止法に関する通知について

平素より、本市の教育・保育行政へのご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の法律については、令和8年12月25日に施行されます。

法の施行後は、児童等に対して教育・保育等を提供する事業者は、児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることが義務付けられるとともに、対象従事者の特定性犯罪前科の有無の確認(犯罪事実確認)が必要となります。

また、教職課程を履修する学生が 実習施設にて行う教育実習及び保育士養成課程を履修している学生が実習施設にて行う保育実習等についても、国から通知が発出されていますので、併せてお知らせいたします。

下記の通知等の内容をご確認いただき、施行までに必要な対応をお願いいたします。

記

1 通知の概要

(1) 「こども性暴力防止法施行ガイドライン」(令和8年1月9日こども家庭庁)

制度の全体像などが示されています。求められる対応等が掲載されていますので、必ずご確認ください。容量が大きいため、以下の URL からダウンロードをお願いします。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(2) こども性暴力防止法の施行を見据えた実習に関する大学等の対応等に関する留意事項について(依頼)(別添1)

①実習生の犯罪事実確認が求められる場合

教職課程を置く大学等及び指定保育士養成施設が 作成する実習計画において、児童等と一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が児童等に対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると位置付けられている実習であること

→特定性犯罪前科が確認された者については、児童等と接する実習はできない。

②実習生の犯罪事実確認が求められない場合

次のア及びイを満たす実習であること。

ア 大学等が作成する実習計画等において、実習生と児童等とを原則として一対一にさせないことが位置づけられていること

イ 実習施設となる対象事業者において、実習生と児童等とを原則として一対一にさせないこと及び指導教員等の監督の下で実習生が児童等と接することが担保されていること

①又は②に該当するか否か（犯罪事実確認の実施の要否）を最終的に判断するのは実習施設となる対象事業者であることから、その判断の結果、全ての実習生に犯罪事実確認が求められる可能性があります。受け入れ元である大学や専門学校とも連携し、各施設でご判断をお願いいたします。

（3）こども性暴力防止法に基づく事務手続きに必要となるGビズIDの取得について（依頼/至急）

こども性暴力防止法が施行されると、法に基づく全ての事務手続きは、現在こども家庭庁において開発中の「こども性暴力防止法関連システム（仮称）」を通じて行うこととなります。この際、対象事業者は、システムの利用登録に当たって、最初に「GビズID（プライム）※」を用いてシステムにログインすることが求められます。以下のURLよりGビズID（プライム）を事前取得していただくようお願いします。

※GビズID（プライム）は、法人代表者のアカウントです。そのため、施設・事業所ごとではなく、その設置者である学校設置者等（学校であれば、教育委員会や学校法人、児童福祉施設であれば、地方自治体や社会福祉法人など）の代表者のみが取得できます。GビズID（プライム）発効後は必要に応じてGビズID（メンバー（第一管理者））を作成・取得してください。

（GビズID（プライム）取得申請サイト）

https://gbiz-id.go.jp/top/apply/account_select.html

申請期限：令和8年4月24日（金）

（GビズIDよくある質問）

<https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html>

（GビズID解説動画）

<https://pr.gbiz-id.go.jp/movie-gallery/index.html>

以上